

契約条項目録

第13条 保証受託者等の原契約解除権

- 1 丁は、乙が支払を怠った賃料等及び変動費の合計額が賃料3ヶ月分以上に達したときは、無催告にて原契約を解除することができるものとし、甲・乙及び丙は、この場合に丁が原契約についての解除権を行使することに対して、異議はないことを確認する。

(中略)

第14条 本件連帯保証債務の履行

- 1 乙が原契約上の債務の履行の全部又は一部を遅滞したため、甲が丁に対して本契約に基づく保証債務の履行を求めたときは、丁は、乙に対して民法所定の事前の通知をすることなく、当該保証債務の履行を行うことができる。
- 2 丁が前項の保証債務の履行を行ったときは、乙及び丙は、丁に対し、前項の履行額及びこれに対する乙の債務の履行を怠った日の翌日から支払済みまで年14.6%（年366日の日割計算）の遅延損害金、その他弁済に要した費用（中略）の全額を直ちに償還するものとする。
- 3 乙が、原契約上の支払期限後に原契約上の債務を履行した場合であって、当該履行前に甲が丁に連帯保証債務の履行を請求していたときは、乙は、丁による連帯保証債務の履行に先立って自己の債務を履行し、その旨を書面で丁に通知しない限り、前項の償還義務を免れることはできない。但し、当該連帯保証債務に関し丁が甲から金銭の返還を受けたときは、これによって丁が利益を受けた限度において、乙からの償還があったものとみなす。
- 4 丁から第2項に基づく償還請求を受けた場合について、乙及び丙は、甲に対する抗弁をもって、丁への支払を拒むことができないことを予め承諾する。

第18条 賃借人の建物明渡協力義務

- 1 乙は、原契約が終了するときは、甲及び丁の立会いの下、速やかに本件建物を明け渡すものとする。
- 2 丁は、下記いずれかの事由が存するときは、乙が明示的に異議を述べない限り、これをもって本件建物の明渡しがあったものとみなすことができる。
  - ①本件建物の鍵が一部でも返還されたとき
  - ②乙が賃料等の支払を2ヶ月以上怠り、丁が合理的手段を尽くしても乙本人と連絡がとれない状況の下、電気・ガス・水道の利用状況や郵便物の状況等から本件建物を相当期間利用していないものと認められ、かつ本件建物を再び占有使用しない乙の意思が客観的に看取できる事情が存するとき

- 3 乙は、本件建物を明け渡したとき（前項により明渡しがあったものとみなされた場合を含む。）に、本件建物内（中略）に残置した動産類については、甲及び丁において、これを任意に搬出・保管することに異議を述べない。

#### 第19条 搬出動産類の保管義務の範囲及び処分

- 1 前条の規定により丁が搬出して保管している動産類のうち、乙が当該搬出の日から1ヶ月以内に引き取らないものについては、乙は、当該動産類全部の所有権を放棄し、以後丁が随意にこれを処分することに異議を述べない。
- 2 乙は、丁に対し、前条の規定により丁が搬出して保管している動産類について、その保管料として月額1万円（税別）を支払うほか、当該動産類の搬出・処分に要した費用を支払うものとする。

以上